

# 令和元年台風第15号及び第19号により被災された世帯に 緊急小口資金貸付（特例）を実施いたします。

貸付額 **100,000 円以内**で必要な額

- \* 1世帯につき、1回限りの貸付けとなります。今後県内の他の市区町村又は他の都道府県に転居されても、複数回借り入れすることはできませんのでご注意ください。
- \* 現在同じ避難先にいる世帯人数が4名以上、又は介護が必要な方がいるなど、個別の状況に応じて20万円まで貸し付けることが出来る場合もあります。
  - ◆ 利 子……………無利子
  - ◆ 据置期間……………貸付けの日から1年以内
  - ◆ 返済期限……………据置期間経過後2年以内（相談時に決定します。）

【対象】 令和元年台風第15号及び第19号により災害救助法の適用となった地域及び都道府県知事により特例措置が必要として設定された地域に住所を有し、当面の生活費を必要とする世帯（神奈川県内居住者又は神奈川県内避難者に限ります。）

【借入申請に必要なもの】（※ これらが手元にはない場合は、窓口でご相談ください。）

- \* ご本人の身分確認や被災地に住所を有していることが確認できる運転免許証や健康保険証など
- \* 印鑑（原則として実印が必要です。）
- \* 貸付金の振込先として指定する金融機関口座の通帳やキャッシュカード
- \* 罹災証明書等被害状況が分かる書類

【お申込み時に必要な書類】

- ①借入申請書 ②借用書 ③個人情報の取扱いについて ④その他神奈川県社会福祉協議会が指定する書類

## 【注意事項】

- \* 貸付決定がされたあと、ご本人名義の金融機関の口座に振り込みます。金融機関口座が使用できない場合は、ご相談ください。
- \* 貸付決定してから送金までにおおむね7日程度かかりますのでご了承ください。
- \* ご返済の方法は、ゆうちょ銀行からの払込みとなります。（口座引落希望の方は、ご相談ください。）
- \* 緊急小口資金を貸付後にお住まいの場所が移りましたら、ご連絡をお願いいたします。
- \* 返済期限を超えた場合は、残元金に対して年5.0%の延滞利子が発生します。
- \* すでに他の都道府県で本資金を借り入れた世帯は、貸付対象外となります。
- \* 審査の結果、貸付けができない場合があります。また、虚偽の申請や不正な手段により貸付けを受けた場合は、即時に返還していただきます。
- \* 未成年者への貸付けは行っておりません（既婚者等を除く。）。

\* 借入れをご希望の方は、各区の相模原市社会福祉協議会窓口にご相談ください。

地域	住所	電話番号
緑区在住の方	相模原市社会福祉協議会 緑区事務所 (緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎内)	042-775-8601
中央区在住の方	さがみはら成年後見・あんしんセンター (中央区富士見6-1-20 あじさい会館2階)	042-756-5034
南区在住の方	相模原市社会福祉協議会 南区事務所 (南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター内)	042-765-7065